

# 一時受入に関する契約書

標記のことについて、学校長と保護者の間において次の事項を双方承諾の上、この契約を締結する。

1 児童（生徒）氏名

生年月日 年 月 日

2 目的

保護者の申し出により児童（生徒）を横浜市立篠原中学校に一時受け入れ、学校生活を体験させて日本の学校生活を理解させ、お互いの交流を深める。

3 学年・学級及び担任

第 学年 組 担任

4 期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

5 指導の方針

- （1）在籍児童（生徒）と同様に学習等参加させるが、保護者の任意の選択参加は認めない。
- （2）期間中途において、適応困難となったときは、一時停止または受け入れをうち切ることもある。

6 保護者の義務及び責任

- （1）保護者は児童（生徒）が学校の約束事を守るように指導し、事故等が生じた時は保護者としての責任を負うこと。
- （2）期間中保護者は次の経費を負担する。
  - ①教科書代
  - ②副教材費代
  - ③その他教育上必要と認めた経費
  - ・
  - ・
  - ・

7 その他

以上の他に問題を生じた時は、双方協議し人道的に解決すること。

上記契約の証として、この契約書を2通作成して双方署名捺印の上1通を保有する。

平成 年 月 日

学校長 横浜市立篠原中学校長

印 保護者

印